

■北少路村都市景観形成道路地区(平成2年指定)

伊丹市景観計画(地区別概要版) 令和7年3月 作成

伊丹市では、よりきめの細かい協議を行うため、伊丹市都市景観条例において、景観法の届出の前に、本条例に基づく届出を提出いただくこととなっています。本リーフレットでは、景観計画の内容をご紹介します。

地区の概要

北少路村は元禄時代の伊丹郷町を構成する15か村の1つ。

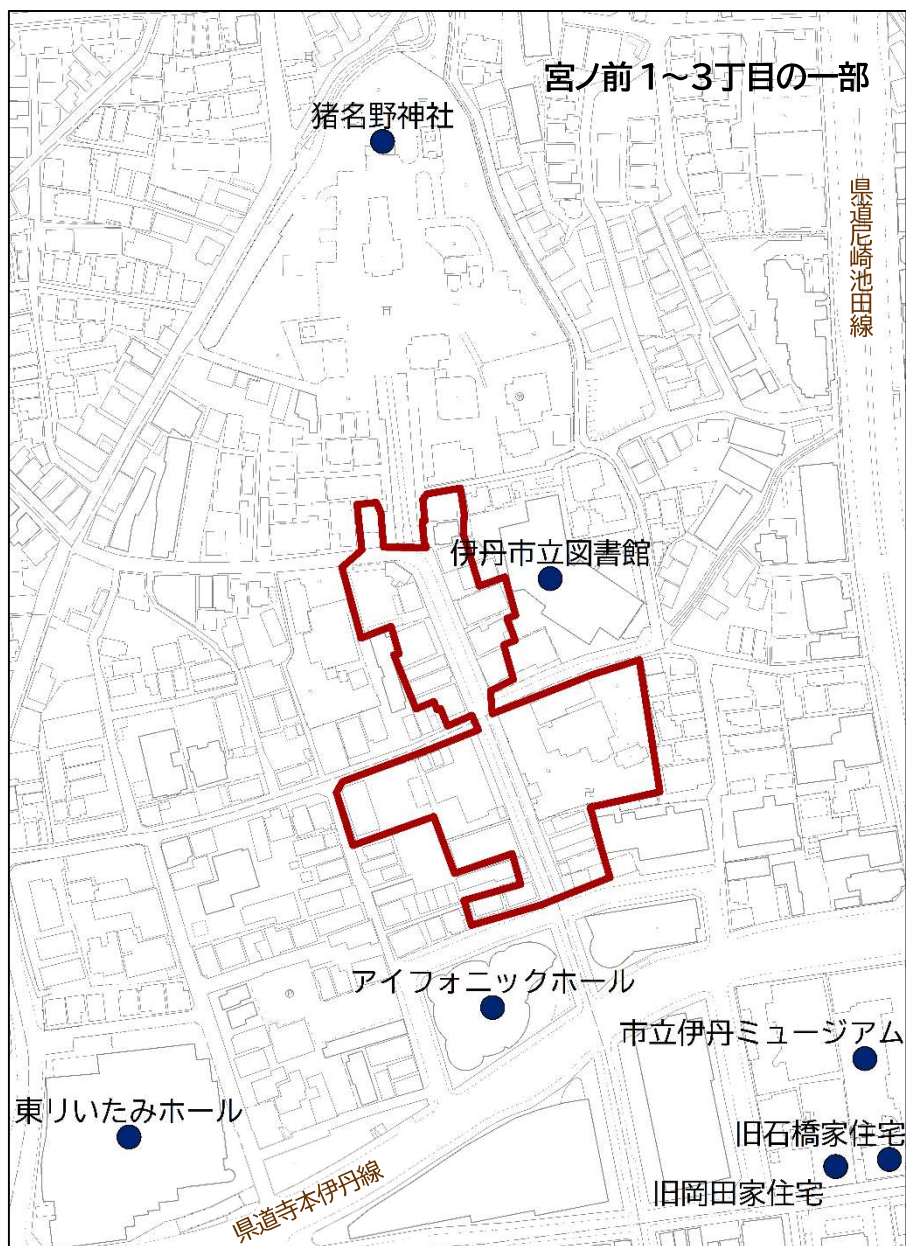
郷町の北の端に位置し、商業を中心に発達した町屋として長い歴史を持つ。

都市景観形成道路として指定している地区は、商店街として栄えた通りに面した重要な位置を占める部分である。

景観形成の目標

本地区は伊丹郷町の北部に位置し、商業を中心に発展した地区である。金剛院、猪名野神社等の歴史的建造物があり、歴史的なまちなみが残されています。また、都市計画道路の整備にあわせ、町家の景観を範とした新しい景観が生まれている。

計画的に整備された地区として、今後より魅力的なまちなみにしていくため、建築物等の新築・増築・修繕・模様替えを行う際には、まちなみ全体との調和に配慮し、北少路村らしい落ち着いた風情の醸成を図る。



伊丹市都市計画課 伊丹市役所4階(N-100 窓口)
都市計画・都市景観グループ
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
電話 072-744-2262 FAX 072-784-8048
E-mail toshiikeikaku@city.itami.lg.jp

■届出対象

○以下の建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更を伴う修繕・色彩の変更等

建築物	・建築面積10㎡以上 ・門、塀、垣・柵等の外構の新築・変更等
工作物	水平投影面積10㎡以上
広告物	土地に定着する広告物：地上から高さ10m以上 屋上に設置する広告物：設置箇所から高さ4m以上
開発	事業地面積2,000㎡以上の開発行為(都市計画法29条にかかるもの)

■北少路村都市景観形成道路地区の景観形成の基準

対 象		基 準
建築物	位置	・通りに面する壁面は、その高さに応じて伊丹郷町の伝統的な町家の壁面の位置に揃える。 ・駐車スペース等を設ける為、やむを得ず壁面線を後退させる場合は、まちなみの連続性を損なわないようにする。
	高さ	・通りに面する部分においては、おおむね2階以下を目途とし、周囲の建築物との調和とまちなみの連続性維持に配慮する。
	屋根	・平入り切妻屋根とし、その勾配は伊丹郷町の伝統的な町家の勾配を基本とする。特に通りに面した1階部分には下屋を設ける。 ・屋根及び下屋の屋根葺き材は、いぶし銀又は黒い色の和瓦葺きとする。 ・下屋の軒先高さは、隣接する家屋に揃える。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。
	壁面の意匠及び開口部等	・壁面及び窓・格子等の建具意匠については、伝統的様式を基本とし、まちなみの連続性を損なわないようにする。 ・通りに面する壁は、伊丹郷町の基調である白色とし、漆喰調に仕上げる。 ・通りに面する建具の色は、茶系統の落ち着いた色調とする。
	設備及び屋外階段等	・建築設備(エアコン室外機、高架水槽等)及び屋外階段等は、通りから見えにくい位置に設置する。
屋外広告物		・広告物等は、周囲のまちなみと調和した意匠・形状・材料及び色調となるようにする。

■色彩基準—マンセル表色系による制限があります

大規模	建築物 地上4階以上、高さ15m以上、建築面積 1,000 ㎡以上 工作物 高さ15m以上(電柱等除く)
-----	---

【外観】

使用する色相		明度	彩度
無彩色		6以上	—
有彩色	7.5R～2.5Y	6以上	2以下
	その他		1以下

	R (赤)系	YR (黄赤)系	Y (黄)系	GY (黄緑)系	G (緑)系	BG (青緑)系	B (青)系	PB (青紫)系	P (紫)系	RP (赤紫)系	無彩色
高明度 無彩色調											
中明度 無彩色調											
高明度 低彩度色											高明度
中明度 低彩度色											中明度
低明度 無彩色調											低明度
低明度 低彩度色											
中彩度色											
高彩度色											

マンセル値とは



日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法

色相(赤、青、黄色などの色合い)、明度(色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度(色の鮮やかさの度合い)の3つの属性によって、色彩を表している。

<例>

5YR 5 / 4
色相 明度 彩度

小規模

工作物 高さ15m未満

【外観】

使用する色相		明度	彩度
無彩色		5以上*	—
有彩色	7.5R～2.5Y	5以上	4以下
	上記以外のY系、R系		2以下
	その他		1以下

【勾配のある屋根(下屋・庇含む)】

使用する色相	明度	彩度
無彩色	7以下	—
有彩色1YR～2.5Y	5以下	3以下

*門、柵、駐車場等敷き際は1以上

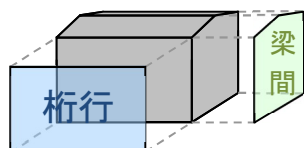
	R (赤)系	YR (黄赤)系	Y (黄)系	GY (黄緑)系	G (緑)系	BG (青緑)系	B (青)系	PB (青紫)系	P (紫)系	RP (赤紫)系	無彩色
高明度 無彩色調											
中明度 無彩色調											
高明度 低彩度色											高明度
中明度 低彩度色											中明度
低明度 無彩色調											低明度
低明度 低彩度色											
中彩度色											
高彩度色											

■適用除外

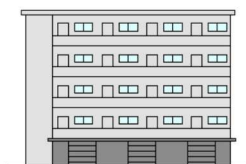
- ア)着色していない、木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩
 イ)見付面積の1/10未満の範囲で“アクセント”として使用される基準値外の色彩
 ウ)見付面積の1/4未満かつ高さ6m以下の範囲で“アクセント”として使用される
 明度3以上5未満(伊丹郷町地区においては明度3以上6未満)の無彩色の色彩
 (イ)の色彩と合わせて使用する際は、イ)とウ)の面積の合計を規定値内とする)

みつけ 見付面積とは？

桁行方向又は梁間方向の
壁面の鉛直投影面積のこと
をいう。



○アクセントとして認められる事例



低層部に使用する
無彩色



比較的幅の狭い
底の見付面等

×アクセントとして認められない事例

バルコニーの腰壁



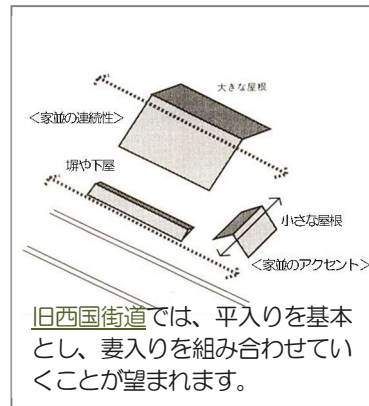
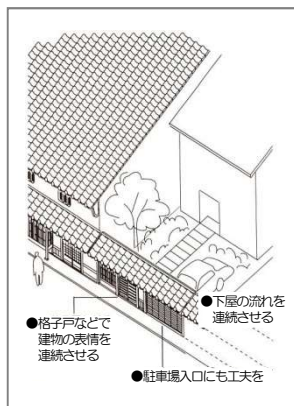
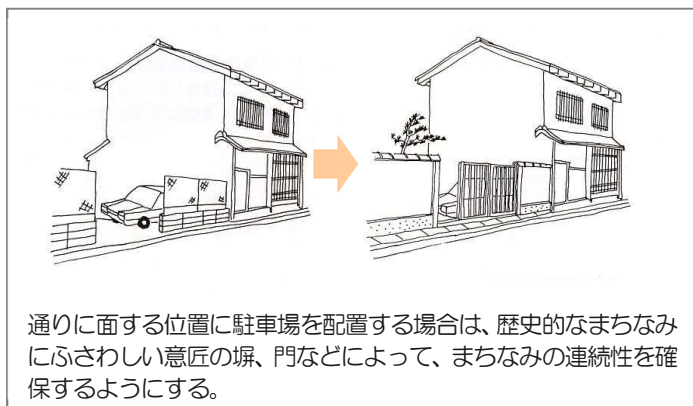
連続する店舗のシャッター



広範囲な塗り分け

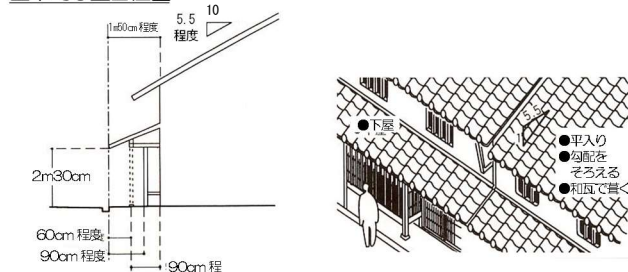


■まちなみの連続性を保つ工夫

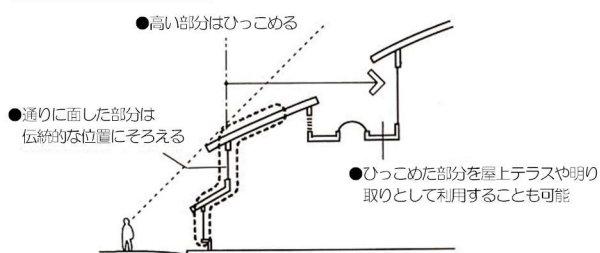


旧大坂道・北少路村の伝統的なまちなみの連続感は、通りに建ち並ぶ建物の壁面線がそろっていることから生まれます。

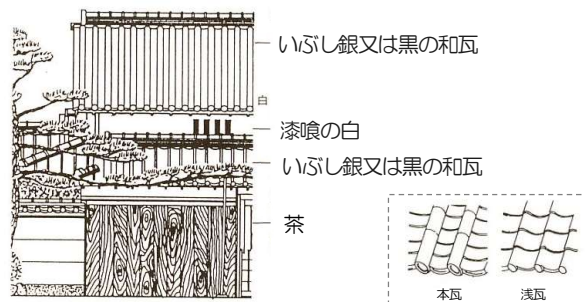
基本的な壁面位置



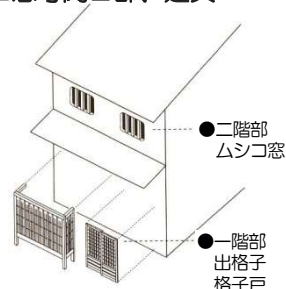
3階以上の建物の工夫



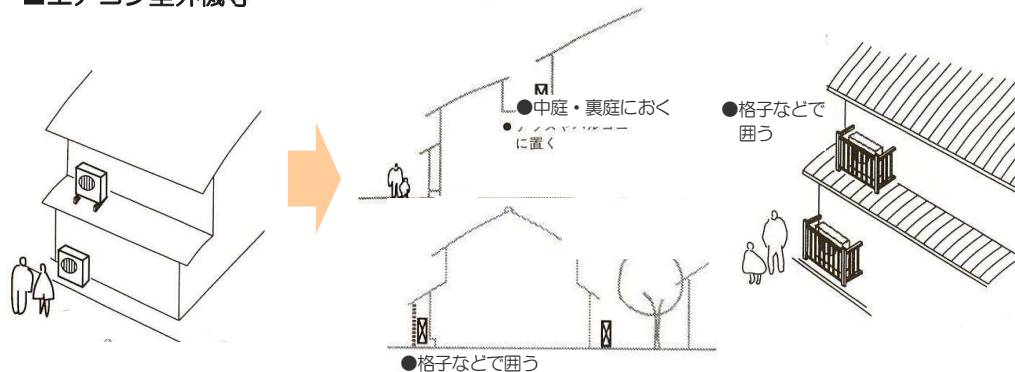
■伝統的な色彩構成・材料



■窓等開口部、建具



■エアコン室外機等

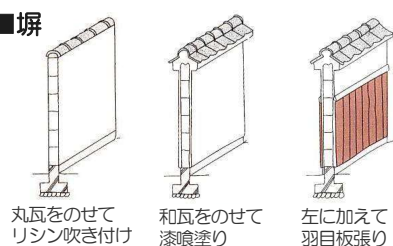


■屋外広告物

材料、形態、色彩などを工夫しまちなみに調和させる



■塀



■自動販売機

格子で囲うことでまちなみに調和

